

昭和四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日が休日に當たるときの翌日)

## 目次

### ◆規則 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年五月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

### 鳥取県規則第三十五号

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「係長」を「総務室長及び係長」に改め、「内部組織の長」  
の下に「(総務室長を除く。)」を加える。

第六条第一項の表中

係長を

総務室長

に改める。

別表第三土地対策室の項を次のように改める。

土地対策室

一 國土利用計画法(昭和四十九  
年法律第九十二号)に基づく知事  
事の権限に属する事務のうち次  
に掲げるもの

一 國土利用計画法に基づく知事  
の権限に属する事務のうち次に  
掲げるもの

(一) 第七条第五項(第八項にお  
いて準用する場合を含む。)  
の規定による県計画の報告及  
びその要旨の公表

(一) 第二十五条(第三十一条第  
二項において準用する場合を含  
む。)の規定による報告の  
要求

(二) 第八条第六項(第七項にお  
いて準用する場合を含む。)  
の規定による市町村計画につ  
いての助言又は勧告

(二) 第三十条(附則第二条第五  
項において準用する場合を含  
む。)の規定による遊休土地  
の利用の促進に関する助言  
の要求

(三) 第九条第十三項(第十四項  
において準用する場合を含  
む。)の規定による土地利用  
基本計画の要旨の公表

(三) 第四十二条第一項の規定に  
よる立入検査等

(四) 第四十三条の規定による書  
類の閲覧等の要求

二 國土利用計画法施行令(昭和  
四九年政令第三百八十七号)

四 第十二条第三項の規定によ  
る規制区域の指定の公告

(四) 第十二条第五項(第十四項  
及び第十五項において準用す  
る)

三 公有地の拡大の推進に関する  
の通知

る場合を含む。) の規定による規制区域の指定の報告等

内) 第十二条第八項の規定による確認を受けられなかつた旨の公告等

(乙) 第十二条第十項の規定による地価の動向等に関する調査の実施

(ハ) 第十二条第十二項(第十五項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定の解除の公告

(九) 第十四条第一項の規定による土地に関する権利の移転等の許可

(ロ) 第十六条第二項の規定による土地利用審査会の意見の聴取

(二) 第十八条の規定による土地に関する権利の移転等についての国等との協議

(三) 第十九条第二項の規定による土地に関する権利の買取り

(四) 第二十四条第一項の規定による土地売買等の契約の締結

法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知

(二) 第十九条第二項の規定による業務等に関する報告の要求又は事務所の立入検査

の中止等の勧告

(三) 第二十八条第一項の規定による遊休土地である旨の通知

(四) 第三十一条第一項(附則第二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による遊休土地に係る計画の変更等の勧告

(五) 第三十二条第一項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定等

(六) 附則第二条第一項の規定による遊休土地である旨の通知

二 國土利用計画法施行規則(昭和四十九年總理府令第七十二号)第二十二条第一項の規定による予定対価の額に係る確認

三 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条第一項の規定による

土地の買取りの協議を行う地  
方公共団体等の決定等

(二) 第十四条第二項の規定によ  
る土地開発公社の定款の変更  
の認可

(三) 第十八条第二項の規定によ  
る土地開発公社の予算等の承  
認

(四) 第十九条第一項の規定によ  
る業務に関する命令

(五) 第十九条第五項の規定によ  
る業務に関する命令その他の措  
置をとるべきことの要求

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第一号中〔四〕を次のように改  
めること

同号〔四〕中「ただし書」の下に「(附則第五項において準用する場合を含  
む。)」を加え、同号中〔四〕を〔四〕とし、同号〔四〕中「ただし書」の下に「(  
〔四〕を〔四〕とし、〔四〕を削り、〔四〕を〔四〕とし、〔四〕から〔四〕までを三ずつ繰り上  
げ、〔四〕に〔四〕として次のように加える。

(四) 附則第四項の規定による開発行為の許可のうちその規模が十ヘ  
クタール未満の開発行為の許可

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第二号中〔四〕を削り、〔四〕を〔四〕  
とし、〔四〕から〔四〕までを一ずつ繰り上げる。

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号〔四〕から〔八〕までを次の  
よう改める。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号〔四〕中「許可」の下に「(地  
方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十九号)の規定により  
土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄に次の一号を  
加える。

四 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条の二第三項の  
規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出(地  
方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第二十一号)の規定に  
より土木出張所長に委任された事務を除く。)

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号中〔四〕を次のように改  
める。

(四) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの  
(地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二  
の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。)

イ 市街化区域内において行う開発行為で、その規模が一ヘクタ  
ール未満のものの許可

ロ 市街化調整区域内において行う開発行為のうち第三十四条第  
十号に該当する開発行為以外の開発行為でその規模が一ヘクタ  
ール未満のものの許可

(五) 第三十六条第二項（附則第五項において準用する場合を含む。）

の規定による開発行為に関する工事の完了の検査（地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第三号〔〕の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第十号の二〔〕の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(六) 第三十七条第一号（附則第五項において準用する場合を含む。）

の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認（地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第三号〔〕の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第十号の二〔〕の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(七) 第四十三条第一項の規定による建築物の新築等又は第一種特定

工作物の新設の許可のうち都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条第一項第二号イ及びロに掲げるものの

許可（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二〔〕の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(八) 第四十五条（附則第五項において準用する場合を含む。）の規定による開発許可に基づく地位の承認（地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第三号〔〕の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第十号の二〔〕の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第二号中(六)を削り、(七)を(六)に加える。

(四) 附則第四項の規定による開発行為の許可のうちその規模が一ヘ

クタール未満の開発行為の許可（地方機関等決裁規則別表第二倉吉土木出張所長の項第三号〔〕の規定により倉吉土木出張所長に委任された事務及び同表米子土木出張所長の項第十号の二〔〕の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加える。

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十二条の規定による採石業者の登録

(二) 第三十二条の四第一項第五号ロの規定による同号イに掲げる者の同等以上の知識等を有する者の認定

(三) 第三十二条の十第一項の規定による採石業者の登録の取消し等

(四) 第三十二条の十三第一項の規定による業務管理者試験の実施

(五) 第三十三条の規定による岩石の採取計画の認可（地方機関等決

裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の三〔〕の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(六) 第三十三条の五第一項の規定による岩石の採取計画の変更の認可（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の三〔〕の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。）

(七) 第三十三条の六の規定による市町村長の意見の聴取及び市町村への通報（地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三

十号の三(四)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(八) 第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更の命令 (地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の三(六)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(九) 第三十三条の十の規定による岩石の採取の休止及び廃止の届出の受理 (地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の三(七)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

(一〇) 第三十三条の十二の規定による採取計画の認可の取消し等

(一一) 第三十三条の十三第一項の規定による採取跡の崩壊防止施設の設置等の命令

(一二) 第三十三条の十四第二項の規定による必要な措置の実施

(一三) 第三十三条の十七の規定による災害を防止するための設備をすることの命令

(一四) 第三十四条の三の規定による通商産業大臣又は他の都道府県知事への通報

(一五) 第三十四条の四第一項の規定による聴聞の実施

(一六) 第三十三条の十一第三号に規定する岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の実施

別表第三河港課の項課長専決事項の欄第十二号(三)を削り、同欄第十三号に(三)として次のように加える。

(三) 第二十四条の規定による埋立権の譲渡の許可等の告示

「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の四(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同欄第五号(二)中「許可」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の五(二)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加え、同号(三)中「監督処分」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の五(三)の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)」を加える。

別表第三砂防課の項課長専決事項の欄第四号中(一)を削り、(一)を(二)とし、同号(二)中「第二十二条」の下に「第一項」を加え、同号中(四)を(四)とし、(六)から(九)までを一括り上げ、同号(五)中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改め、「以下この号の(四)において同じ。」を削り、同号中(六)を(九)とし、同号(一)中「第三十五条第二項」の下に「(第三十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同号中(二)を(二)とする。

別表第三河港課の項課長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加える。

(二) 第三十三条の十一第三号を削り、同号(二)中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改め、「以下この号の(四)において同じ。」を削り、同号中(六)を(九)とし、同号(一)中「第三十五条第二項」の下に「(第三十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同号中(二)を(二)とする。

(一) 第三条第一項(第十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公有水面の埋立ての免許の出願事項の総覽及び市町村長の意見の聴取

別表第三砂防課の項課長専決事項の欄第十二号中(二)を削り、(二)を(三)とし、同号(四)中「許可」の下に「(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第三十号の四(二)の規定により土木出張所長に委任され

た事務を除く。)」を加え、同号中四を(二)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、同欄第六号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とする。

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第四条関係)

一 総務室長専決事項

- (一) 一件五十万円未満の歳入金の事後調定
- (二) 一件二百万円未満の支出命令

二 係長の専決事項

簡易な方式による照会、回答、督促及び付せん返戻

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二農業試験場長の項を次のように改める。

農業試験場長
一 耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第三条第一項の規定による耕土培養地域の指定のための調査
二 鳥取県農業試験場手数料条例（昭和五十年三月鳥取県条例第一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第四条の規定による手数料の減免
(二) 別表の規定による手数料の額の決定

別表第一土木出張所長の項第十九号(二)を次のように改める。

(一) 第二十四条の規定による道路に関する工事の設計及び実施計画の承認のうち次に掲げるものに係るものに係るものの承認

イ 道路の法面の埋立て

ロ 道路の側溝にする床板の架設

ハ 自動車の出入り又は物件の運搬のための歩道の切下げ又はガードレール若しくは歩車道境界プロックの撤去（縁石の切込みを含む。）

別表第二土木出張所長の項第十九号(二)のロを次のように改める。

ロ 電柱若しくは電線又は水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（道路の掘さく面積が三百平方メートルを超えるもの又は橋への添架を伴うものを除く。）

別表第二土木出張所長の項第十九号(六)から(九)までを次のように改める。

(六) 第四十三条の二の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令

ば制限

(八) 第四十七条第三項の規定による道路の通行の禁止又は制限

(九) 第四十七条の二第一項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可（二以上の土木出張所の管轄区域に係るもの）を除く。）

別表第二土木出張所長の項第十九号(二)から(九)までとして次のように

加える。

(二) 第四十七条の三第一項の規定による車両の通行の中止等の措置

の命令

(二) 第四十八条の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道路標識の設置

(三) 第四十八条の九第四項の規定による自転車専用道路等の通行の制限をした場合における道路標識の設置

(四) 第四十八条の十の規定による自転車専用道路等の通行違反者に対する措置の命令

(五) 第六十八条の規定による非常災害時における土地の一時使用等のうちこの号の(一)又は(二)により承認又は許可したものに係る取消し等

(六) 第七十一条第一項又は第二項の規定による許可又は承認の取消し等のうちこの号の(一)又は(二)により承認又は許可したものに係る取消し等

別表第二土木出張所長の項第二十一号に(二)として次のように加える。

(三) 第百十条の二第三項の規定による公安委員会が行う交通の規制についての意見の申出のうち鳥取県道路交通法施行細則(昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号)第四条の規定により警察署長に委任されたものについての意見の申出

別表第二土木出張所長の項第二十三号(二)中「(階数(地階を含む。))が

三以上の建築物及び主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造の工作物の新築、改築及び増築に係るものと除く。」を削り、

同号(二)中「(うちこの号の(一)により許可し、又は許可することができるものに係る原状回復等の命令)」を削る。

別表第二土木出張所長の項第三十号の(一)中「千立方メートル未満」を「五千立方メートル未満」に改め、同号(二)中「千五百立方メートル」を「七千五百立方メートル」に改め、同項第三十号の三中「仮設工作物

以外の工作物の新設及び」を削り、同号を同項第三十号の六とし、同項

第三十号の二の次に次の三号を加える。

三十の三 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三十三条の規定による岩石の採取計画の認可のうち碎石以外

の用に供する岩石の採取計画で採取区域が五千平方メートル未満のものに係る

のものの認可

(二) 第三十三条の五第一項の規定による岩石の採取計画の変更の認可のうちこの号の(一)により認可したものに係る変更の認可(変更後の採取区域が七千五百平方メートルを超えるものを除く。)

(三) 第三十三条の五第二項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る届出の受理

(四) 第三十三条の五第四項の規定による氏名等の変更の届出の受理のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る届出の受理

(五) 第三十三条の六の規定による市町村長の意見の聴取及び市町村長への通報のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る意見の聴取及び通報

(六) 第三十三条の九の規定による認可採取計画の変更の命令のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る変更の命令

(七) 第三十三条の十の規定による岩石の採取の休止又は廢止の届出の受理のうちこの号の(一)又は(二)により認可したものに係る届出の

受理

(八) 第三十三条の十三第一項の規定による灾害の防止のための措置

又は岩石の採取の停止の命令

(九) 第四十二条第一項の規定による業務の状況に関する報告の徴取三十の四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による地すべり防止区域の標識の設置

(二) 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可のうち同項第三号又は第五号に掲げる行為の許可

(三) 第二十一条第一項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は行為の中止等の命令のうちこの号の(二)により許可したものに係る取消し等

三十の五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置

(二) 第七条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可のうち同項第三号から第七号までに掲げる行為の許可

(三) 第八条第一項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は必要な措置の命令のうちこの号の(二)により許可したものに係る取消し等

別表第二土木出張所長の項第三十五号(一)中「及び郡家土木出張所」を削る。

別表第二倉吉土木出張所長の項に次の一号を加える。

三 都市計画法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 附則第四項の規定による開発行為の許可のうち主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は開

発行為の規模が五千平方メートル(住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては一万平方メートル)未満のものの許可

(二) 附則第五項において準用する第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査のうちこの号の(一)により許可したるものに係る検査

(三) 附則第五項において準用する第三十七条第一号の規定による建築物の建築又は特定工作物の建設についての承認のうちこの号の(一)により許可したものに係る承認

(四) 附則第五項において準用する第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認のうちこの号の(一)により許可したものに係る承認

別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(一)を次のよう改める。

(一) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの

(イ) 市街化区域内において行う開発行為の許可のうち主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は開発行為の規模が五千平方メートル(住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては一万平方メートル)未満のものの許可

口 市街化調整区域内において行う第三十四条第九号に該当する

開発行為でその規模が五千平方メートル未満のものの許可

別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(イ)中「第一項」の下に「(一)附則第五項において準用する場合を含む。)」を、「この号の(イ)」の下に「又は(六)」を加え、同号(三)中「第一号」の下に「(附則第五項において準用する場合を含む。)」を、「建築物の建築」の下に「又は特定工作物の建設」を、「この号の(イ)」の下に「又は(六)」を加え、同号(四)中「新築等」の下に「又は第一種特定工作物の新設」を加え、同号(五)中「第四十五条」の下に「(附則第五項において準用する場合を含む。)」を、「この号の(イ)」の下に「又は(六)」を加え、同号に(六)として次のように加える。

(六) 附則第四項の規定による開発行為の許可のうち主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は開発行為の規模が五千平方メートル(住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為にあつては一万平方メートル)未満のものの許可

#### 附 則

この規則は、昭和五十年六月一日から施行する。